施設名	別定めるその他これに類する施設に記載されてる名称 (括弧書きは、社会福祉法62条1項に規定する施設)	根拠	!条文	まちづくり施設条 1号 ●社会福祉施設 ○類する施設	例規則別3 その他
童福祉施設		児童福祉法	第7条第1項		
助産施設	同左	児童福祉法	第36条	0	
乳児院 母子生活支援施設	(社会福祉法第2条第2項第2号) (社会福祉法第2条第2項第2号)		第37条		
保育所	同左		第39条第1項	0	
幼保連携型認定こども園	同左	児童福祉法	第39条の2第1項	0	
児童厚生施設	同左	児童福祉法	第40条	0	
児童養護施設 障害児入所施設	(社会福祉法第2条第2項第2号) (社会福祉法第2条第2項第2号)		第41条	•	
呼音児人別施設 児童発達支援センター	一		第43条	0	
児童心理治療施設	(社会福祉法第2条第2項第2号)	児童福祉法	第43条の2	•	
児童自立支援施設	(社会福祉法第2条第2項第2号)	児童福祉法	第44条	•	
│児童家庭支援センター 体障害者社会参加支援施設	_ _		第44条の2 第5条第1項		19号
中陸音句社会参加文援施設		身体障害有福祉法 身体障害者福祉法	第31条	0	
補装具製作施設	同左	身体障害者福祉法	第32条	0	
盲導犬訓練施設	同左	身体障害者福祉法	第33条	0	
視聴覚障害者情報提供施設	同左	身体障害者福祉法	第34条	0	
護施設 	(+1 A +=+1 >+ ffr o ft ft o ref ftr 4 = 1)	生活保護法	第38条第1項		
救護施設	(社会福祉法第2条第2項第1号)	生活保護法	第38条第1項第1号	•	
更生施設 医療促講性乳	(社会福祉法第2条第2項第1号)	生活保護法	第38条第1項第2号	•	
医療保護施設	<u>-</u>	生活保護法	第38条第1項第3号		7号
│宿所提供施設 産施設	_	生活保護法	第38条第1項第5号		18号
保護授産施設		生活保護法	第38条第1項第4号	•	
社会事業授産施設	(社会福祉法第2条第2項第7号)	社会福祉法	第2条第2項第7号	•	
保館	_	社会福祉法	第2条第3項第11号		9号
人保護施設	(社会福祉法第2条第2項第6号)	売春防止法	第36条	•	
子・父子福祉施設 母子・父子福祉センター		母子及び父子並びに寡婦福祉法			
母子・父子倫征センター 母子・父子休養ホーム	左記 —	母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子及び父子並びに寡婦福祉法		0	 19 号
子健康包括支援センター		母子保健法	第22条第2項		19号
害者福祉施設					
障害者支援施設(入所)	(社会福祉法第2条第2項第4号)	障害者総合支援法	第5条第11項	•	
障害福祉サービス事業を行う施設(通所) 〈療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、 立訓練、就労移行支援、就別総続支援、共同生活	€ 左記	障害者総合支援法	第5条第1項	0	
助(日中支援型共同生活援助の事業を行うものに限る)を行う施設>	<u> </u>				
<u>障害児通所支援事業を行う施設(通所)</u> 〈児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等う イサービス〉	左記	児童福祉法	第6条の2の2	0	
10-CX/					
│ 域活動支援センター	左記	 障害者総合支援法	第5条第27項	0	
祉ホーム	左記	障害者総合支援法	第5条第28項	0	
人福祉施設		老人福祉法	第5条の3		
老人デイサービスセンター	老人福祉施設(通所介護事業を行う施設を含む)	老人福祉法	第20条の2の2	0	
老人短期入所施設	老人福祉施設(短期入所生活介護事業を行う施設を含む)	老人福祉法	第20条の3	0	
養護老人ホーム	(社会福祉法第2条第2項第3号)	老人福祉法	第20条の4		
特別養護老人ホーム	(社会福祉法第2条第2項第3号)	老人福祉法	第20条の5	•	
軽費老人ホーム	(社会福祉法第2条第2項第3号)	老人福祉法	第20条の6	•	
老人福祉センター 老人介護支援センター	左記 左記	老人福祉法 老人福祉法	第20条の7 第20条の7の2	0	
料老人ホーム	左記	老人福祉法	第29条第1項	0	
9 1 0 / 2017		介護保険法	第8条		
護保険施設					
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設	★炒 老 ↓ ★ /	介護保険法	第8条第11項		
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料	有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号)	介護保険法	第8条第11項	0	
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設	有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号)	介護保険法	第8条第11項	0	
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護	(社会福祉法第2条第2項第3号)	介護保険法	第8条第11項	0	18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費	(社会福祉法第2条第2項第3号)	介護保険法	第8条第11項 第8条第21項	0	18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	(社会福祉法第2条第2項第3号)			0	18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 カ所者 京員20	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) -			•	18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 カバー 大所者 定員29 人以下	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) - 有料老人ホーム			•	
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 カ所者 定員29 人以下 適合高専賃	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人亦一ム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号)			0	18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人亦一ム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号)			0	
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 表護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 を費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養)	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 一 (社会福祉法第2条第2項第3号)	介護保険法	第8条第21項	0	-
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 カ所者 定員29 人以下 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人亦一ム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 一 (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号)	介護保険法介護保険法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5)		
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 カ所者 定員29 人以下 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を養型医療施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人亦一ム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 一 (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 【旧】介護保険法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項		-
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 カ所者 定員29 人以下 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人亦一ム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 一 (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 【旧】介護保険法 介護保険法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項		
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 カ所者 定員29 人以下 短合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を養型医療施設 介護疾養型医療施設 介護医療院	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人亦一ム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 一 (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 【旧】介護保険法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項		-
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を養型医療施設 介護を療院 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人亦一ム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 一 (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 「旧】介護保険法 「強保険法 「強保険法 「強保険法 「強保険法 「でででででできる。	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号		18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を養型医療施設 介護を療院 介護を療院 介護を保健施設 の他 地域障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人亦一厶 (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記 左記 左記 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 「旧】介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「のでは等に関する法律 で書者の雇用の促進等に関する法律	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条		18号 19号 19号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を養型医療施設 介護を療院 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人亦一 (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記 左記 左記 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 「旧】介護保険法 「強保険法 「強保険法 「強保険法 「強保険法 「でででででできる。	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号		18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を養型医療施設 介護を養型医療施設 介護を養型医療施設 介護を療院 介護を表して護医療院 介護を表して護を表して、	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人亦一厶 (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記 左記 左記 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 「旧】介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「介護保険法 「のでは等に関する法律 で書者の雇用の促進等に関する法律	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条		18号 19号 19号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を養型医療施設 介護を展院 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター 共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業を うものを除く)を行う施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 で書者の雇用の促進等に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項		18号 19号 19号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護を人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を療施設 介護を療施設 介護を療院 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター 共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業をうものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 大育て短期支援事業を行う施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者総合支援法 児童福祉法 児童福祉法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号		18号 19号 19号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 投費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護を展院 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター 時害者就業・生活支援センター 共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業をうものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者が合支援法 児童福祉法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号		18号 19号 19号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護を人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を療施設 介護を療施設 介護を療院 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター 共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業をうものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 大育て短期支援事業を行う施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者総合支援法 児童福祉法 児童福祉法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号		18号 19号 19号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護を人福祉施設 介護療養型医療施設 介護を療院 介護を人保健施設 の他 地域障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業をうものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 大育て短期支援事業を行う施設 地域子育て支援拠点事業を行う施設 地域子育て支援拠点事業を行う施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者総合支援法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号		18号 19号 19号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護寒療院 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター 共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業をうものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 地域子育て支援拠点事業を行う施設 ・中預かり事業を行う施設 ・規模保育事業を行う施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者総合支援法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第7号 第6条の3第2項第7号		18号 19号 19号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を療院 介護と療施設 介護と療院 介護と人保健施設 の他 地域障害者職業センター 時需者就業・生活支援センター 共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業をうものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 大育て短期支援事業を行う施設 地域子育て支援拠点事業を行う施設 地域子育て支援拠点事業を行う施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者総合支援法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法 児童福祉法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第7号		19号 19号 18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有養護 経費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護を療院 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター 共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業を うものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 大育て短期支援事業を行う施設 地域子育て支援拠点事業を行う施設 地域子育て支援拠点事業を行う施設 小規模保育事業を行う施設 小規模保育事業を行う施設 小規模保育事業を行う施設 病児保育事業を行う施設 病児保育事業を行う施設 病児保育事業を行う施設	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 育達者の雇用の促進等に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者 組法 児童 福祉法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第7号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第13号 第6条の3第2項第13号		18号 19号 19号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養養費 適合高専賃 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター 共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業をうものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 大育て短期支援事業を行う施設 大育て支援拠点事業を行う施設 小規模保育事業を行う施設 小規模保育事業を行う施設 小規模保育事業を行う施設 小規模保育事業を行う施設 子育て援助活動支援事業を行う施設 子育て援助活動支援事業を行う施設 子育て援助活動支援事業を行う施設 子育で援助活動支援事業を行う施設 子質で表述を対象を行きを受ける 大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者 福祉法 児童福祉法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人第20条の5) 第8条第26項 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第13号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号		19号 19号 18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料養護 経費。適合。専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料養護 経費。適合事賃 地域密着型介護を人場下の特養) 介護を人に、人所者定員29人以下の特養) 介護を人福祉施設 介護を表し、「の他 地域障害者職業センター 時害者就業・生活支援センター 共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業をうものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 大育て短期支援事業を行う施設 地域子育で支援拠点事業を行う施設 ・中預かり事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の促進等に関する法律 障害者の経済を関する法律 障害者 組法 児童福祉法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第7号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号		19号 19号 18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 人以下 が護之人以下の特養) 介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を療院 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター 時間生活援助(日中支援型共同生活援助の事業を うものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 子育て短期支援事業を行う施設 ・特護子の大師と が課後保育事業を行う施設 ・特護子育で支援拠点事業を行う施設 ・特護子育で支援拠点事業を行う施設 ・特質のより、大きによる が、大きによるでは、大きによる が、大きによるでは、大きによる が、大きによるでは、大きによる が、大きによる。 が、たる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きになる。 が、大きによる。 が、たる。 が、たる。 が、たる。 が、たる。 が、たる。 が、たる。 が、、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) を記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者 祖社法 児童 福祉法 児童 福祉法 児童 福祉法 児童 福祉法 児児童 福祉法 パー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老条第27項 (老条第26項 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第7号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第13号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第8条第1項 第8条第1項 第8条第19条		19号 19号 18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料養護 経費。適合。専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料養護 経費。適合事賃 地域密着型介護を人場下の特養) 介護を人に、人所者定員29人以下の特養) 介護を人福祉施設 介護を表し、「の他 地域障害者職業センター 時害者就業・生活支援センター 共同生活援助(日中支援型共同生活援助の事業をうものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 大育て短期支援事業を行う施設 地域子育で支援拠点事業を行う施設 ・中預かり事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・小規模保育事業を行う施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の促進等に関する法律 障害者の経済を関する法律 障害者 組法 児童福祉法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人福祉法第20条の5) 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第7号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号		19号 19号 18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 有料 養護 人以下 が護之人以下の特養) 介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護老人福祉施設 介護を療院 介護老人保健施設 の他 地域障害者職業センター 時間生活援助(日中支援型共同生活援助の事業を うものを除く)を行う施設 放課後児童健全育成事業を行う施設 子育て短期支援事業を行う施設 ・特護子の大師と が課後保育事業を行う施設 ・特護子育で支援拠点事業を行う施設 ・特護子育で支援拠点事業を行う施設 ・特質のより、大きによる が、大きによるでは、大きによる が、大きによるでは、大きによる が、大きによるでは、大きによる が、大きによる。 が、たる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きによる。 が、大きになる。 が、大きによる。 が、たる。 が、たる。 が、たる。 が、たる。 が、たる。 が、たる。 が、、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) を記	介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 介護保険法 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者 祖社法 児童 福祉法 児童 福祉法 児童 福祉法 児童 福祉法 児児童 福祉法 パー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老条第27項 (老条第26項 第8条第29項 第8条第29項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第3号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第7号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第13号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第8条第1項 第8条第1項 第8条第19条		19号 19号 18号
護保険施設 特定施設入居者生活介護を行う施設 有料養護 経費 適合高専賃 地域密着型特定施設 入居者生活介護を行う施設 有料養 養護 通合高専賃 地域密着型外護を入福祉施設入所者生活介護を行う施設 (入所者定員29人以下の特養) 介護を人福祉施設 (大下の大護を) がまます。 生活接助の事業を (大下の大護を) がままず、生活を関連を (大下の大護を) がままず、生活を (大下の大護を) がままず、生活を (大下の大護を) がままず、生活を (大下の大護を) がままず、生活を (大下の大護を) がままず、生活を (大下の大護を) がままず、まず、は、「大下の大護を) がままず、大下の大護を (大下の大護を) がまます。 (大下の大護を) がまます。 (大下の大護を) がまます。 (大下の大護を) がままず、大下の大護を (大下の大護を) がまます。 (大下の大護を) がまする。 (大下の大護を) がまます。 (大下の大護を) がまます。 (大下の大護を) がまます。 (大下の大護を) がまます	(社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 有料老人ホーム (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) (社会福祉法第2条第2項第3号) 左記	介護保険法	第8条第21項 第8条第22項 第8条第27項 (老人第20条の5) 第8条第26項 第8条第28項 第8条第28項 第19条第1項第3号 第27条 第5条第1項 第6条の3第2項第2号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第6号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第10号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条の3第2項第14号 第6条第1項 第8条第1項 第8条第19条		19号 19号 18号